

事務連絡
令和2年2月10日

都道府県及び市区町村
地方創生担当課 御中

内閣府地方創生推進事務局

住宅団地の再生に係るハンズオン支援を希望する市町村の募集開始について

日頃から地方創生の推進について格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

高度成長期を中心に開発された多くの住宅団地では、住民の高齢化等が進行しており、生活利便や地域コミュニティの活力の低下、空き家・空き地の発生等の課題が顕在化しています。これらの住宅団地については、業務・交流の場などの多様な機能を導入することにより、就業機会の創出やコミュニティのつながりの維持を図るなど、職住育が近接した多世代共生のまちへの転換を促すことが有効と考えられます。加えて、高齢者が安心して住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築と併せて、医療・福祉施設や生活利便施設、地域交通機能の充実を図ることが必要です。

今般、このような住宅団地に関する課題について、政府の支援も受けて取組を進めていこうとする市町村に対し、内閣府や国土交通省等の関係府省庁が総合的な伴走型支援を行うこととしました。

つきましては、住宅団地の再生に関して政府による支援を希望する市町村の募集を開始することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 募集要領及び取扱いについて

募集要領については、別紙「住宅団地の再生に係るハンズオン支援に関する募集要領」のとおりです。

2 応募様式の作成

応募様式は別添1「住宅団地の再生に係るハンズオン支援に関する応募様式」のとおりです。

3 スケジュール

(1) 募集期間

2月10日（月）～3月13日（金）正午

(2) 審査期間

3月中旬 書面審査^{※1}

ヒアリングの実施^{※2}

※1 書面審査の選定基準は別添2「住宅団地の再生に係る支援対象の選定基準（評価の項目と視点）」のとおり

※2 ヒアリングは、募集締切前後を問わず、必要に応じて実施。

(3) 住宅団地の再生に係る支援対象の決定

3月末頃を予定

別紙：住宅団地の再生に係るハンズオン支援に関する募集要領

別添1：住宅団地の再生に係るハンズオン支援に関する応募様式

別添2：住宅団地の再生に係る支援対象の選定基準（評価の項目と視点）

別添3：地域住宅団地再生事業の概要

<問い合わせ先>

内閣府地方創生推進事務局

地域再生担当

E-mail：e.danchi-saisei.n6k@cao.go.jp

電話：03-5510-2457

ハンズオン支援 住宅団地の再生

概要

住民の高齢化や生活利便の低下、空き家・空き地の発生等の課題を抱えるニュータウン等の住宅団地について、多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図るため、政府の支援も受けて取り組もうとする市町村を募集し、内閣府や国土交通省等の関係府省庁が総合的に支援を行う。

支援対象

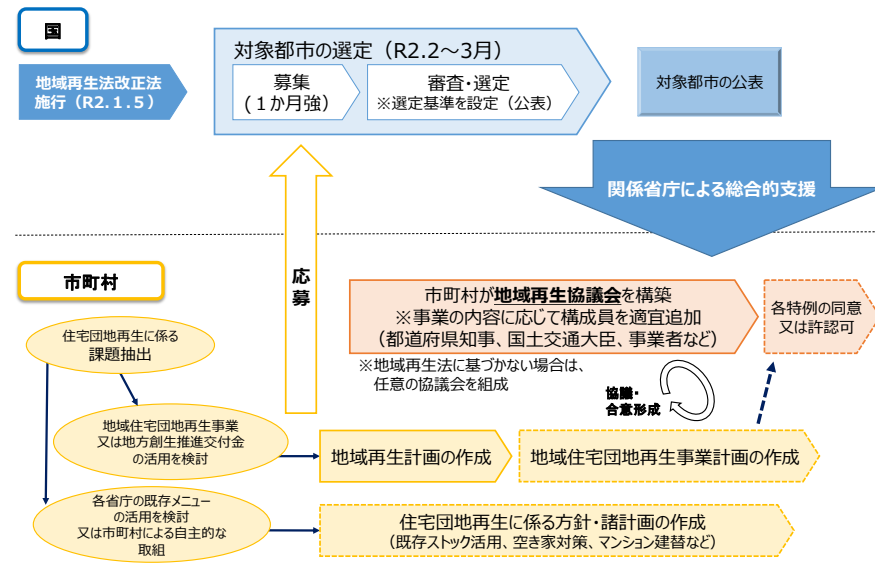
○募集対象

住宅団地※¹の再生に関して政府による支援を希望する市町村※²
（中枢中核都市に限らず全ての市町村が対象）

※¹ 公的賃貸住宅団地、民間戸建分譲住宅団地等を含む。
面積や住宅戸数、住宅の管理主体は問わない。

※² 市町村からの応募を原則とする。ただし、都道府県との共同応募や複数市町村による共同応募も可。

住宅団地の再生に係るハンズオン支援イメージ



支援体制

現地（地方公共団体）に組織された協議会のメンバーに国の関係府省庁も加わること等により、住宅団地再生の具体的な事業※の実施に向けて必要な事項の検討を支援。

※市町村の実施する事業であり、地域住宅団地再生事業に限らない。

「〇〇協議会」（事務局：地方公共団体）

○市町村が都道府県、事業者等の地域の関係者を構成員として設置した協議会に、内閣府や、取組のテーマに応じて地方整備局、地方運輸局など各省庁の地方支分部局が参画。

○住宅団地の再生に係る総合的なビジョン・事業計画を関係者で共有した上で、政府からは関係府省庁横断で、例えば以下の支援の実施。

<協議会における支援>

- (1) 各府省庁の住宅団地再生に関する制度の紹介と活用に向けた助言
 - ・許認可等の運用に関するもの
 - ・予算（補助金等）に関するもの
 - ・専門家などの派遣 等
- (2) URや事業者等とのマッチング支援等
- (3) （地域再生法のスキームを活用する場合）計画の策定に関する助言、事業実施に当たっての個別行政手続きのワンストップ化に関する助言

バックアップ

内閣府、国土交通省、厚生労働省等の関連部局

⇒ 先進的な取組については、モデルケースとして全国に発信。